

2023年（令和5年）5月2日

保護者様

保育指導課長

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の対応について

保護者の皆様には、日頃より保育施設の運営に対し、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。2023年度（令和5年度）5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類へと移行することに伴い、次のとおり移行後の対応を変更しますので、お知らせします。

・新型コロナウイルスに感染した場合の連絡について

現在、保育施設に登所（園）している児童が休日や祝日に新型コロナウイルス感染症に感染した場合、福山市役所警備員室に電話連絡をしていただいておりますが、5月8日（月）以降、休日の電話連絡は不要となります。休み明けに各保育施設へ連絡してください。

・検温表について

家庭での健康観察は引き続き行ってください。登所（園）前の検温や検温表の提出は不要となります。

・新型コロナウイルス感染症に感染した後の児童の登所（園）について

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過してから、登所（園）が可能となります。また無症状の場合は検体を採取した日から5日経過後、登所（園）が可能となります。

なお、濃厚接触者については、特定は行わず、行動制限もありません。

引き続き、保育施設では施設内や市内の感染状況等を考慮しつつ、通常の感染対策を行ってまいります。新型コロナウイルス感染症に係るこれまでのご協力ありがとうございました。

<担当>

ネウボラ推進部保育指導課

電話：（084）928-1049